

事業所における自己評価結果 (公表)

公表: 令和6年3月16日

事業所名: 放課後等デイ キッズポートらんど

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・ 体勢整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である。	○			十分なスペースを確保できております。
	②	職員室の配置は数は適切である。	○			学校へ同時に送迎するときは、職員の配置が少なくなる場合があります。早急な対応を考えており募集しております。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている。		○		出入口、下駄箱に段差があります。利用者に配慮しながら改善していきます。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている。	○			
業務改善	⑤	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している。	○			
	⑥	保護者向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向を把握し、業務改善につなげている。	○			実施しています。
	⑦	事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所のホームページ等で公開している。		○		アンケートを実施し、運営の改善・向上に努めています。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。		○		実施できるようにしていきます。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。	○			
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	○			子どもの状況の変化や課題を記録し、保護者からのニーズに合わせて作成しています。
	⑪	子どもの敵行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している。	○			保護者からアセスメントシートを提出させていただき、児発管を中心に話し合いのもと、計画及び立案を行っています。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で具体的な支援内容が設定されている。	○			
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている。	○			
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行なっている。	○			職員の話し合いの基に運動プログラム、静かな活動のプログラムを作成し、実施しています。
	⑮	活動プログラムが固定化しないように工夫している。	○			運動療育を中心に工夫しながら活動しています。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ合わせて児童発達支援計画を作成している。	○			職員で話し合い、個別活動、集団活動の計画を立てて活動しております。学校長期休暇時は、長時間の活動になるため課外での活動など、飽きないように工夫しています。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打ち合わせをし、その日に行なわれる支援の内容や役割分担について確認している。	○	2		職員間で話し合いをして、利用者の状況を把握し、情報を共有しています。
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日に行なわれた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有している。	○	1		職員間で話し合いをして、利用者の状況を把握し、情報を共有しています。
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。	○	1		前日、当日の利用者の様子を申し送りをして実施し記録を取っております。また、支援の内容を反省して、改善につなげています。

	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画計画の見直しの必要性を判断している。	○		6か月に1回個別支援計画の作成しております。
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している。	○		少しずつ参加実施しています。
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている。	○		保護者から月の予定表をいただき、学校との連絡、利用者の状況や情報の交換を行っています。
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている。	○		
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関と連絡体制を整えている。	○		現在医療的ケアが必要な利用者はおりませんが、必要の際は、連絡体制を整えていきます。
	㉕	移行支援として、保健所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	○		保護者からの情報が主です。保護者とのコミュニケーションを図っております。
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	○		
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。	○		
	㉘	保健所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある。	○		今後検討します。
	㉙	(自立支援)協議会へ子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している。	○		今後検討します。
	㉚	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている。	○		保護者へお電話して話をしたり、送迎の時も本日の様子等、話をするようにしています。
	㉛	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている。	○		今後検討します。
保護者への説明責任	㉜	運営規定、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。	○		契約時に時間を取り丁寧に説明しております。
	㉝	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている。	○		相談を受けた際は、分かる範囲で丁寧に対応しております。
	㉞	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。	○		
	㉟	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している。	○		今後検討します。
	㊱	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。	○		契約の際説明をしております。苦情があれば、対応マニュアルに沿って対応します。
	㊲	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している。	○		お知らせ等は、おたより帳でお知らせしております。今後ホームページ等で掲載していきます。
	㊳	個人情報に十分注意している。	○		個別支援計画・支援記録等個人別にファイルし施錠のできる書庫に保管しています。
	㊴	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている。	○		保護者との連絡は行っています。
	㊵	事業所の行事に地域住民を招待する等他域に開かれた事業運営を図っている。	○		今後検討します。
	㊶	緊急対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。	○		不審者などに襲われたときの訓練が必要です。

非常時等の対応	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	○		今後も計画を立て、実施していきます。
	④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している。	○		
	④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている。	○		
	④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している。	○		
	④⑥	虐待を防止するため、職員の研修会を確保する等、適切な対応をしている。	○		今後も内部研修、外部研修などに参加していきます。
	④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。	○		